

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への負担の影響を緩和するために、臨時的な措置として、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

■申請期間 7月10日(木)～平成27年1月9日(金)

申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

- 注意事項 平成26年1月1日時点で大津町に住民票がない人の申請は受け付けできません。申請期間などは、市区町村により異なります。大津町以外が申請先となる人は、事前にその市区町村にお問い合わせください。

臨時福祉給付金

- 給付対象者 (①②の両方の要件を満たす人)
 - ①平成26年1月1日時点で大津町に住民票がある人
 - ②平成26年度の住民税が課税されない人
 - ※上記の人でも、課税の人に扶養されている人、生活保護制度の被保護者は対象外です。
 - ※平成26年度町県民税の課税・非課税は、6月以降に決定します。(課税・非課税を電話で問い合わせることはできません)
- 給付額
 - ・給付対象者1人につき10,000円
 - ・給付対象者の中で下記に該当する人は、5,000円加算
《老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者》

※申請書は7月上旬に、支給対象となり得る人がいる世帯の世帯主へ郵送します。

子育て世帯臨時特例給付金

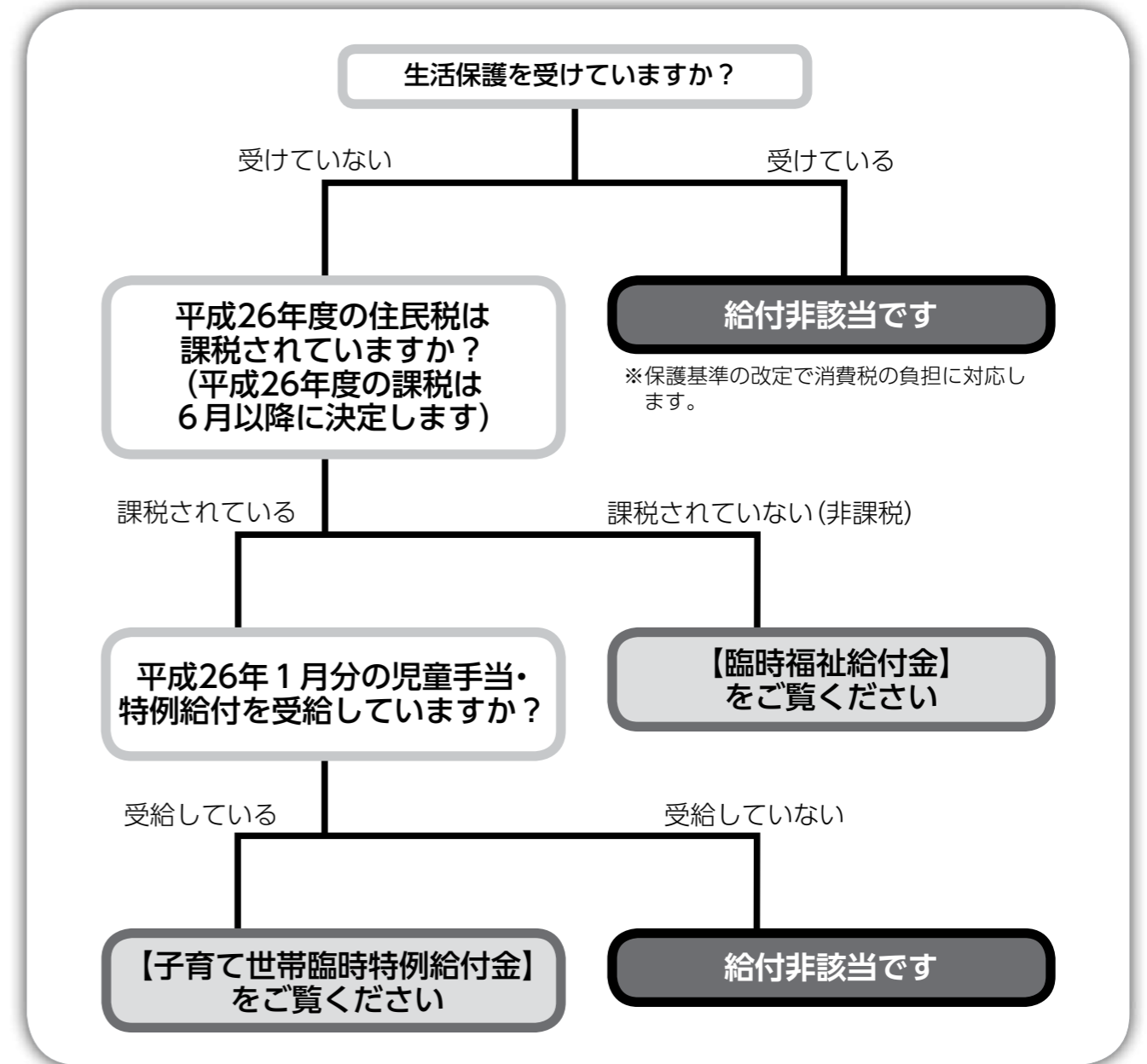
- 給付対象者 (①②の両方の要件を満たす人)
 - ①平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者
(特例給付とは、1人あたり月額5,000円を受給していること)
 - ②平成25年の所得が児童手当の所得制限額未満の人 (平成26年6月以降の特例給付を除く)
- 給付対象児童
 - 給付対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
 - ※ただし、「臨時福祉給付金」の対象児童と生活保護制度の被保護者にあたる児童は除きます。
- 給付額
 - 給付対象児童1人につき10,000円

※申請書は、7月上旬に「平成26年1月児童手当・特例給付受給者」に郵送します。
※公務員の人には郵送しませんので、所属庁から発行される「証明書」など必要な書類を添付し、各自申請してください。

該当する場合、受け取ることができるのはどちらか1つの給付金だけです (下図で確認してください)。

※基準日は平成26年1月1日です。

基準日に大津町に住民票がない人の申請は受け付けできません。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意！

町や県、厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510